

第7章

屋外広告物の表示に関する行為の制限

第7章 屋外広告物の表示に関する行為の制限

1 基本的な考え方

館山市では、「千葉県屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の規制を行います。

また、適正な屋外広告物の表示・掲出に向けた基本的な方針を以下に示し、表示者・設置者への啓発を行うことにより、良好な景観形成の推進を目指します。

2 屋外広告物の表示等に関する基本方針

良好な景観形成を推進するため、適正な屋外広告物の表示・掲出に向けた基本的な方針を示します。

○地域特性を踏まえる

- ・屋外広告物を設置する際には、自家用や公共の広告物を含め、位置や規模、色彩などのデザインが地域の特性を踏まえた良好な景観の形成に貢献するようにします。
- ・海岸沿いや丘陵部、田園では、自然環境と調和した規模、デザインとなるよう配慮します。
- ・幹線道路沿いでは、交通安全を確保するとともに、周辺住環境を考慮した規模、デザインとなるよう配慮します。

○地域の魅力を高める

- ・自然環境や歴史・文化資源などの景観資源が集まる地域では、円滑な回遊動線の形成に役立つよう、設置の位置やデザインに配慮します。
- ・広告物の表現を工夫し、周辺景観の魅力を高めるよう、美しく落ち着いたものになるよう配慮します。

○適切に維持管理する

- ・屋外広告物の設置後は、適正な維持・管理を実施し、破損や老朽化した広告物については、速やかに必要な対策を講じます。

○新しい技術に対応する

- ・屋外広告物に関する技術は日々進化しており、デジタルサイネージ¹やプロジェクションマッピング²、車体利用広告など、屋外広告物に関する規制では適切に規制・誘導しきれないことも考えられます。こうした新しい技術を活用した屋外広告物についても、柔軟に対応していきます。
- ・LED技術の進化に伴い、明るい光源が街並みに大きな影響を与えることが考えられます。屋外広告物に光源を使用する際は、歩行者や車両などからの視線に配慮し、眩しすぎないように工夫するとともに、赤色LEDの点滅や回転を避けるなど、交通の安全に配慮します。

1 デジタルサイネージ：屋外や店頭、公共空間、駅や電車内などのあらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信する装置のこと。

2 プロジェクションマッピング：ビルなどの壁面などに映像を映し出す表現方法のこと。

3 重点地区等のエリアを定めた、屋外広告物の表示に関する行為の制限

館山市では、「1.基本的な考え方」で示したとおり、「千葉県屋外広告物条例」に基づく規制を基本としますが、今後のまちづくりの状況等によっては、地域の景観特性に応じた規制誘導が求められます。

上記を考慮し、今後、必要に応じて重点地区等の一定のエリアを設定し、「千葉県屋外広告物条例」の規定に加えて市独自で屋外広告物の表示・掲出に関する景観形成基準を定め、行為の制限を行い、良好な景観形成を図ります。

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

